

長浜市スポーツ振興基金条例ほか7件の条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第10号	長浜市スポーツ振興基金条例
長浜市条例第11号	長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
長浜市条例第12号	長浜市保育士等修学資金貸付条例
長浜市条例第13号	長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
長浜市条例第14号	長浜市自転車等放置の防止に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第15号	長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例
長浜市条例第16号	長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
長浜市条例第17号	長浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長浜市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、長浜市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長浜市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市保育士等修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、指定保育士養成施設に修学し、保育所等において保育士等として勤務しようとする者に対し、保育士等修学資金（以下「修学資金」という。）を予算の範囲内で貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第7項の主幹教諭、同条第8項の指導教諭、同条第9項の教諭及び同条第10項の助教諭並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第8項の主幹保育教諭、同条第9項の指導保育教諭、同条第10項の保育教諭、同条第16項の助保育教諭及び同条第17項の講師をいう。
- (2) 保育所等 次のいずれかに該当する市内の施設をいう。
 - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第3項の規定による届出を行った施設、同条第4項の規定による認可を受けた施設及び同法第56条の8第3項の規定による届出を行った施設に限る。）
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 学校教育法第1条に規定する幼稚園であつて、長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（令和2年長浜市教育委員会規則第7号）に定める預かり保育を実施するもの
- (3) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（通信制によるものを除く。）をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定保育士養成施設において修学する者
- (2) 指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。）（既に市内に居住している者にあつては、引き続き居住）し、保育所等において、1週間当たりの勤務時間が30時間以上である保育士等（以下「常勤の保育士等」という。）として勤務する意思がある者
- (3) 他の保育士等の養成を目的とする貸付けを受けていない者

(貸付金額等)

第4条 修学資金の貸付金額は、1年度につき100万円又は授業料（入学金、教育充実費、施設整備費及び生活費等は含まない。）として指定保育士養成施設に支払う金額の

いずれか少ない方の額を上限とする。

2 修学資金の貸付けは、1人につき通算200万円を限度とする。

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知において定める月から指定保育士養成施設の正規の修学期間の終了する日の属する月までとする。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより連帯保証人1人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、予算の範囲を超えて第1項の申請があったときは、別に定める基準により、貸付けを行う者の順序を決定するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 指定保育士養成施設を退学したとき。

(3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

(5) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

(7) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、借受人が指定保育士養成施設を休学し、又は1か月以上継続して欠席したときは当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月までの分、借受人が指定保育士養成施設から停学処分を受けたときは停学期間の属する月の分の修学資金の貸付けを行わないものとし、当該月に係る修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

3 市長は、借受人が正当な理由がないにもかかわらず、規則の定めるところにより提出すべきものとされた必要書類を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき、前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき、又は第10条第1号の規定による返還の債務の免除を受けることができないことが確定したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、当該返還について繰り返して返済することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金の全部又は一部について速

やかに返還させることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、前条第1項第6号に該当したことにより修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、借り受けた修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第3号又は第5号の規定により貸付けの決定が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- (2) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- (3) 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業した後、卒業した日の属する月の翌月末日までに保育所等に常勤の保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に居住している者にあつては、引き続き居住）し、市外に転出することなく継続して3年間（借受人の意思によらず保育士等以外の業務に従事している期間を含み、災害、疾病、出産等のやむを得ない事由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。
- (2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(遅延利息)

第11条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還した日の時点の法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、遅延利息を減免することができる。

(必要書類の提出)

第12条 市長は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより借受人に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第6条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「職員に対して」を「職員には」に、「第1号及び」を「、第1号及び」に、「、第2号及び第3号」を「から第3号まで」に改め、「額を減じて」の次に「、第1種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第8条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額を、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、「に、自動車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあつては、2,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額」を削り、同号アからスまでを削り、同条第3項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中

「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「) の」を「) 及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に、「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第8条の2 給与条例第6条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は、第4条に規定する給料表とし、当該フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号俸は、第5条及び第6条の規定により決定された級及び号俸とする。

（長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第3条第4項中「新給与条例」を「長浜市職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「長浜市職員の給与に関する条例第6条の5第1項及び」に改め、同条第6項及び第7項中「新給与条例」を「長浜市職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市自転車等放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。
第12条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第12条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条に次のただし書を加える。

ただし、第38条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第13条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「、」に改め、「納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第38条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第22条中「66万円」を「67万円」に改める。

第22条の2に次のただし書を加える。

ただし、第38条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第22条の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第38条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第22条の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯以外の世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第23条に次のただし書を加える。

ただし、第38条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第23条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第38条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
第28条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第28条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第32条、第32条の3、第32条の4及び第32条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第38条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第32条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第38条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第28条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第28条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第28条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第28条の2第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第28条の2第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第28条の6 第28条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第31条第1項中「第22条の3」の次に「若しくは第28条の3」を、「第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。」に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第32条の3第1項(同条第3項)の次に「又は第4項」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第32条の3第4項」を「同条第5項」に、「同条第6

項」を「同条第7項又は第8項」に、「第32条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第32条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第32条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「第14条の額若しくは第22条の3の額若しくは第24条の額」を「第14条、第22条の3、第28条の3若しくは第24条の額」に改め、「第32条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第32条の3第4項」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第32条の5第1項に定める額」に改める。

第32条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項中「前2項まで」を「前2項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第28条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特

定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第28条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第28条の5第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第32条の2中「及び前条第1項」を「、第22条の4、第25条及び第28条の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第32条の3第1項ただし書中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項中」を「第5項中」に改め、「賦課額」との次に「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同項及び前項中」を「第6項中」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条の5」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第28条の5第3項」と読み替えるものとする。

第32条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第28条の5」と、第6項中「第17条第3項」とあるのは「第28条の5第3項」と読み替えるものとする。

第32条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10の2」を「国民健康保険法施行規則第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項中」を「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「前項中」を「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第28条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第28条の5」と読み替えるものとする。

第32条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第28条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第5項各号」と、第7

項中「第17条」とあるのは「第28条の5」と読み替えるものとする。

第32条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第32条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第28条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第32条第5項、第32条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第28条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第28条の5第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条、第22条、第28条の2から第28条の6まで及び第31条から第32条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

」

を

「

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円
10,000円	10,840円	11,670円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

長浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長浜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年長浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条第1項中「2万円」を「3万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。